

平成28年4月8日

各指定特定相談支援事業者 様
各指定一般相談支援事業者 様
各指定障害福祉サービス事業者 様
各指定京都市地域生活支援事業の事業者 様

保健福祉局障害保健福祉推進室
在宅福祉課長，施設福祉課長
(在宅福祉第一担当，施設福祉担当)

平成28年5月以降におけるサービス等利用計画の取扱い等について（通知）

平素は，本市の障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき，厚く御礼申し上げます。

サービス等利用計画案（セルフプランを含む。）については，平成27年3月末の経過措置の終了により，障害福祉サービス又は地域相談支援（以下「障害福祉サービス等」という。）の支給決定において必須となりました。本市においては，平成27年3月10日付本市通知「平成27年4月以降におけるサービス等利用計画の取扱いについて」により，サービス提供事業者にセルフプランの作成援助をお願いしていますが，この取扱いで将来にわたり障害福祉サービス等の支給決定の更新を繰り返すことを想定しておりません。さらに，国において，セルフプランは本人（児童の場合は保護者）が真に希望する場合等に限るものとされており，平成28年3月8日付「障害保健福祉関係主管課長会議資料」で本人（児童の場合は保護者）の意思を明確に確認するための申出書の参考様式が示されたところです。

つきましては，セルフプランを提出する場合の取扱い等について下記のとおり通知しますので，御理解，御協力いただきますようお願いいたします。

なお，本人（児童の場合は保護者）が真にセルフプランを希望する場合を除き，モニタリングの実施等適切なサービス利用に向けたきめ細かな継続的支援の提供を行う指定特定相談支援事業者を確保する必要があるため，指定障害福祉サービス事業者において指定特定相談支援事業所を設置していただいていない場合には，当該指定申請を引き続き御検討いただきますようお願いいたします。

記

1 セルフプランの取扱いについて

国において，平成28年度より申出書を提出するよう示されたことを踏まえ，本市においては，平成28年5月1日以降に提出されるセルフプランには，一律，本人（児童の場合は保護者）からの申出書（別紙1）の添付を求めることとします。（当該取扱いに併せて，サービス等利用計画案提出依頼書（障害福祉サービスを利用される方へ サービス等利用計画案の提出のご依頼）（※1）を別紙2のとおり改定しています。）

また，セルフプランの作成主体は，基本的には制限はなく，本人だけでなく家族，支援者等の指定特定相談支援事業者以外の者が作成するものでもよいこととされています。そのため，平成28年5月1日以降にセルフプランを提出される方で，本人又はその家族等だけでセルフプラン

を作成することが困難な場合には、サービス提供事業者におかれては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）」における「給付費の支給の申請に係る援助」という点で御協力いただきますようお願いいたします。

なお、平成27年3月以前の障害福祉サービス等の支給決定における「サービス等利用計画案の提出が必要と認めるときに求める経過措置」の適用対象者（平成27年4月以降の障害福祉サービス等の利用であっても、同年3月以前に支給決定を行ったものも経過措置適用対象（※2））が、経過措置終了後最初の更新においてセルフプランを提出する場合（経過措置適用期間中のセルフプランの提出の有無は問わない）は、平成27年3月10日付本市通知「平成27年4月以降におけるサービス等利用計画の取扱いについて」でお示ししたとおり、福祉事務所又は保健センター等（以下「支給決定機関」という。）、障害者地域生活支援センター、サービス提供事業者の協働により作成するセルフプランを利用することができます。ただし、この場合も平成28年5月1日以降に提出されるセルフプランには、申出書（別紙1）の添付が必要です。

※1 支給決定機関において、障害福祉サービス等の申請時に、指定特定相談支援事業者等が作成するサービス等利用計画案の提出を求める際に当該利用者にお渡ししているものです。

※2 障害福祉サービス等の支給決定期間開始が平成27年4月2日以降の経過措置適用対象者については、支給決定機関から利用者や事業者個別に連絡します。

2 計画相談支援に係る提出様式について

これまで、本市においては、原則（※）、障害福祉サービス等の申請（新規・変更・更新）をする場合にアセスメント表及びサービス等利用計画案の支給決定機関への提出を求めてきたところですが、アセスメント表については、市町村への提出が義務づけられていないこと等を踏まえ、「新規申請の場合」並びに「変更及び更新申請においては支給決定機関が求める場合」を除き、平成28年5月1日以降は支給決定機関への提出を不要とします。

なお、提出が不要な場合もサービス等利用計画案作成に当たってのアセスメントの実施及びアセスメント表の作成は必要です。

※ 平成27年9月1日付本市通知「計画相談支援に係る提出様式及び様式改定等について」において、それまで障害福祉サービス等の申請（新規・変更・更新）の度に作成・提出が必要であったアセスメント表について、前回の障害福祉サービス等の申請（新規・変更・更新）から期間が短い場合等で、アセスメントを実施した結果、アセスメント表の内容に変更がない場合は、モニタリング報告書等へその旨を記載したうえで、アセスメント表の作成・提出を省略できることとしました。

3 その他

本市における、これまでのサービス等利用計画の取扱い等についての通知につきましては、京都市情報館（本市ホームページ）の障害福祉サービス等事業者向け情報「京都市からの通知」に掲載していますので、本件とともに参照していただきますようお願いいたします。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000180221.html>

(宛先) 京都市長

セルフプランの提出について

私は、障害福祉サービス等を利用するにあたり、サービスの支給決定において参考にされる「サービス等利用計画（案）」について、指定特定相談支援事業者に依頼するのではなく、自分の意思において、いわゆる「セルフプラン」による提出を希望します。

※ セルフプランの提出に関しては、指定特定相談支援事業者からモニタリングが実施されないなど、制度の内容を理解し、あるいは十分な説明等を受けています。

平成 年 月 日

自署記名 _____ 印

(代筆者 _____ 印)

しょうがいふくし りよう かた
障害福祉サービスを利用される方へ

サービス等利用計画案の提出のご依頼

へいせい ねん せいどかいせい しょうがいふくし ちいきそうだんしえん ぶん
平成24年の制度改正により、障害福祉サービス（地域相談支援を含む。）を
りよう かた
利用するすべての方に「サービス等利用計画」の作成が必要となりました。今後は、
ていしゅつ
提出されたサービス等利用計画案を参考にしながら、障害福祉サービスの支給
けつてい おこな
決定を行うこととなります。

きょうとし しょうがいふくし しんきしんせい こうしん へんこう じき あ
京都市においては、障害福祉サービスの新規申請や更新・変更の時期に合わせて
ていしゅつ いらい
て、サービスを利用する方全員にサービス等利用計画案の提出を依頼いたします。

1 サービス等利用計画とは

サービス等利用計画は、障害福祉サービスの支給決定を受けている方が、サー
ビスを計画的に利用し生活の質をさらに向上させるため、福祉、保健、医療、就
ろう はばひろ しえん もっと てきせつ しょうがいふくし くみあわ けん
労などの幅広い支援や、最も適切な障害福祉サービスの組合せなどについて検
とう さくせい そうごうてき しえんけいかく
討し、作成する総合的な支援計画です。

■サービス等利用計画は誰が作りますか？

けいかく し してい とくていそうだんしえんじぎょうしょ そうだんしえんせんもんいん さくせい
計画は、市の指定する特定相談支援事業所の相談支援専門員が作成します。

※ 利用者本人や家族等が作成することもできます（セルフプラン）。

へいせい ねん がついこう ていしゅつ ばあい
平成28年5月以降にセルフプランをご提出いただく場合は、セルフ
プランの提出を希望する旨の申出書の提出が必要です。

■計画作成に費用はかかりますか？

けいかくさくせい ひよう
計画作成に利用者負担はありません（所得にかかわらず、すべての方が無料）。

2 計画作成の対象者

しょうがいふくし りよう しょうがい かた たいしやう
障害福祉サービスを利用するすべての障害のある方が対象となります。

しんき こうしん へんこう しんせい ばあい とうりようけいかくあん ていしゅつ いらい
新規や更新、変更の申請をする場合、「サービス等利用計画案の提出のご依頼」
ほんし じさん とくていそうだんしえんじぎょうしょ そうだん
（本紙）を持参のうえ、特定相談支援事業所にご相談ください。

うらめん
（裏面へ）

■ 計画作成の対象とならない方

ちいきせいかつしえんじぎょう いどうしえん ほうもんにゆうよく にっちゅういちじしえん ちいきかつどうしえん
・ 地域生活支援事業（移動支援、訪問入浴、日中一時支援、地域活動支援センター（デイサービス））のみの利用者

かいごほけん さくせい かた ひつよう おう ていしゅつ
・ 介護保険でケアプランが作成されている方（必要に応じて、ご提出いただく場合があります。）

■ 計画作成できる特定相談支援事業所が見つからない等の場合

「4 お問い合わせ先」の相談窓口へご連絡ください。特定相談支援事業所をご紹介します。また、もし特定相談支援事業所が見つからない場合でも、引き続き現在のサービスを利用していただくことができるよう相談・調整させていただきます。

3 モニタリングの実施

しょうがいふくし りようかいしご さくせい とりようけいかく てきせつ
障害福祉サービスの利用開始後は、作成したサービス等利用計画が適切であるかどうかなど、特定相談支援事業所が一定期間ごとにサービス等の利用状況を把握・検証します（モニタリング）。その結果を踏まえ、必要に応じてサービス等の見直しを行います。

※ セルフプランの場合、特定相談支援事業所によるモニタリングは実施されません。

4 お問い合わせ先

きょうとし ふくしじむしょ しえんか しえんだいにたんどう
京都市〇〇福祉事務所 支援課 支援第二担当

でんわ 075-XXX-1111 FAX 075-XXX-2222

しょうがいふくし また ちいきそだんしえん しんせい かた
障害福祉サービス（又は地域相談支援）を申請される方へ

きょう と し
京 都 市

サービス等利用計画案提出依頼書

しょうがいしゅそうごうしえんほう きてい もと しきゅう きゅうふ ようひけつてい おこな あ
障害者総合支援法の規定に基づき、支給（給付）要否決定を行うに当たって、申請時に「サービス等利用計画案」をご提出いただきますようお願いいたします。

とくていそだんしえんじぎょうしょ とりようけいかくあん さくせい いらい ばあい
特定相談支援事業所に「サービス等利用計画案」の作成を依頼される場合は、

「障害福祉サービス利用申請書（介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費・計画

相談支援給付費・地域生活支援事業）支給申請兼利用者負担減額・免除等申請書）」にお

いて、「申請するサービス」の計画相談支援の申請欄に☑チェックを入れてくだ

さい。